

令和6年第6回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月24日（月）
午後1時30分から午後3時05分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	葉山 諭						
会長代理	2 番	水嶋 政明						
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	5 番	大串 英明		
	6 番	坂口 初男	7 番	河本 光晴	8 番	梅山 清春		
	9 番	相川 浩一	10 番	葉山 静子	11 番	本山 光幸		
	12 番	安藤 卓巳	14 番	山口用一郎	15 番	柿田 敏彦		
	17 番	中村 和也	18 番	松崎 常俊	19 番	林 辰造		
5. 欠席委員（2人）

13 番	谷脇 文弘	16 番	前田 明代
------	-------	------	-------
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第23号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について
議案第24号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第25号 非農地通知の対象とすることの決定について
 - 報告事項 転用事実に関する照会について
農地転用許可不要案件届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 係長：谷内 美佳
主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 只今から令和6年西海市農業委員会第6回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中17名で定足数に達しておりますので総会は
成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長　　今回の議事録署名委員は、12番：安藤委員、14番：山口委員にお願いいたします。

議長　　それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」について説明します。資料3頁は、今回3条申請があった6件の位置図です。

1番は、大島町塔尾地区の農地です。資料4頁が議案書で、申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりで、先月の議案に引き続き、譲り受け人が規模拡大のため、所有権を移転し、適正に管理耕作するもの、となっております。関係資料は、3頁から9頁までで、3頁に位置図、4頁が議案書で、5頁に付近近況図、6頁に字図、7・8頁に現況写真、9頁に航空写真を添付しています。6頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。9頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から徒歩で2分以内のところにあり、露地野菜を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長　　ただいま説明がありました議案第21号の1番につきまして、2番委員、補足説明をお願いします。

2番　　2番委員です。先日、21日金曜日に地元推進委員と一緒に譲り受け人宅にお伺いして、それから圃場の確認をいたしました。事務局から

説明がありましたように、先月の総会にも上がっていましたが、その部分に関しては、もう既に登記手続きを進めておられ、草刈りもきれいにされて、もうどんどんこれから畑を購入して頑張ってやって行こうという強い意思で頑張っておられますので、何も問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 21 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 21 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号の 2 番について説明します。資料 10 頁は議案書です。物件の所在は、西彼町白似田郷字峯岳で、田 3 筆合計 360 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。譲り渡し人は県外在住であり、農地等を一括処分したく引き受け手を探していたところ、近隣町在住の譲り受け人とマッチングが出来たため、申請地を売買により所有権を移転するものです。譲り受け人は、段階的に田舎暮らしを本格化するため、ここを拠点に近隣の農業者に協力を仰ぎながら就農するものです。なお、地域の共同作業や獣害対策にも積極的に参加する予定だそうです。関係資料は 3 頁が申請地の位置図、10 頁が議案書、11 頁は付近近況図です。場所は旧白似田小学校近くで、12 頁の字図で黄色く塗られたところが今回の申請地です。13・14 頁に現況写真、15 頁に航空写真を添付しています。15 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約 25 分のところにあり、露地野菜・すいか、ミニトマト・みかんを栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 21 号の 2 番につきまして、9 番委員、補足説明をお願いします。

9 番 9 番委員です。6 月 21 日金曜日に、地元推進委員 2 名と一緒に 3 人で現地の確認をいたしました。この議案の申請地のすぐ近くに、昨年「転用事実の照会」で報告に上がった、譲り渡し人の宅地があり、そこに建つ家屋については、解体という話も上がっていましたが、先ほど事務局からお話がありましたように、幸いにして近隣町に、こういった物件を取得して田舎暮らしを始めたいという方がおられ、マッチングができ、今回の申請に至ったのではなかろうかと思われます。申請地の野菜畑に関しては、現在は近所の方が、作っておられますが、いずれ譲り受け人が、ここで田舎暮らしを始めるのであれば、農地が荒れるのを阻止するという意味でも、あるいは環境を整備するという事にもなり、非常に望ましいことであると思います。今後、期待感を持ちながら見守って行きたいということで、3 人合意の上で今回の意見として述べさせていただきます。どうぞご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 21 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 21 号の 3 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号の 3 番について説明します。資料 16 頁は議案書です。物件の所在は、大瀬戸町雪浦下釜郷字狐岩で、畑 1 筆 580 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由については、就農のため移住し、申請地を売買により所有権移転を行うものである、とのことです。権利内容は「所有権移転 売買」です。3 頁は申請地の位置図で、16 頁が議案書、17 頁は付近近況図です。18 頁の字図をご覧ください。黄色く塗られたと

ころが今回の申請地で、その南側が宅地となっており住宅が建っていますが、ここも譲り受け人が取得予定で、ここに住みながら就農し、露地野菜を栽培予定という事です。21 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 21 号の 3 番につきまして、15 番委員、補足説明をお願いします。

15 番 15 番委員です。6 月 22 日土曜日に 12 番委員と地元推進委員とともに、現地の確認に行っていました。譲り受け人は、西海市に新規就農ということで、田舎暮らしとか移住をして来られて、今現在は、体験民泊等の受け入れをされながら、合わせて家庭菜園程度ではありますが、野菜作りをしておられます。今後の計画としては、こちらのほうを生かして、まだお子様が小さいので少し将来の話にはなりますが、数年後にでも本格的に就農者として生計を立てていくような将来計画で、活動しておられるという状況でした。特に就農状況等々問題なく、本人も意欲的に取り組んでおられますので、問題ないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 21 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 21 号の 4 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号の 4 番について説明します。物件の所在は、西海町太田和郷字村中で、畑 1 筆 460 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由は、後

継のため、譲り渡し人より親族の譲り受け人へ、贈与により所有権移転を行うもの、となっています。権利内容は「所有権移転 贈与」です。3 頁は申請地の位置図、22 頁が議案書、23 頁は付近近況図です。24 頁の字図をご覧ください。黄色く塗られたところが今回の申請地で、南側隣接地が譲り渡し人の宅地となっており、譲り受け人はこの宅地・住居を取得及び転居予定です。25・26 頁に現況写真、27 頁に航空写真を添付しています。27 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、転居後の住宅に隣接した農地で、譲り受け人は露地野菜を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、25 頁の写真で申請地内に倉庫が建っているのが分かるかと思いますが、これについては農業用倉庫という事で、事後にはなりますが今回報告事項で許可不要案件届として上がっています。詳細は、後ほど報告事項で説明いたします。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 21 号の 4 番につきまして、18 番委員、補足説明をお願いします。

18 番 18 番委員です。昨日、市外在住の譲り渡し人の息子さんに来ていただきまして、私と 10 番委員と地元推進委員とで立ち合いをしました。譲り渡し人ご夫婦はもう高齢でありますので、市外の息子さん宅に移り住まれるということで、家も空き家になるところですが、近所にお住いの親類である譲り受け人が、それを譲り受け、隣接する本件農地も一緒に譲り受けるということでした。現地はきれいに管理されており、すぐにでも耕作できそうでした。周りを住宅に囲まれており、家庭菜園程度の利用となるようですが、荒らさないように管理してもらうので、何も問題ないものと皆で判断をしてきました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 21 号の 4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 4 番については、申請どおり許可する

ことに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 21 号の 5 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号の 5 番について説明いたします。資料 28 頁は議案書です。物件の所在は、西海町面高郷字池ノ原で畑 1 筆 511 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由は、県外在住の所有者が財産処分のため、市内居住の譲り受け人へ、売買により所有権移転を行うものです。譲り受け人は、併せて譲り渡し人の家屋を購入するもので、家屋に隣接する本申請地で農業を行うものです。権利内容は「所有権移転 売買」です。3 頁は、申請地の位置図、29 頁は付近近況図です。30 頁の字図で、黄色く塗られたところが今回の申請地です。北側の宅地が譲り渡し人の住居で、譲り受け人はこの住居を購入し転居する予定です。添付資料は他に 31・32 頁が現況写真、33 頁が航空写真です。33 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人は、露地野菜を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。本件についても、32 頁の現況写真で申請地内右端に倉庫が建っているのが分かるかと思いますが、これについては農業用倉庫という事で、事後にはなりますが今回報告事項で許可不要案件届として上がっています。詳細は、後ほど報告事項で説明いたします。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 21 号の 5 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。6 月 22 日に、譲り受け人と、譲り渡し人は県外在住でありまして、その代理人である行政書士とで現地調査をいたしました。譲り受け人は、現在市営アパートに住んでおり、住宅を購入、または建てるということで、適当な土地を探していましたが、なかなか見つからず、譲り渡し人の住宅を購入し、それに附帯する農地を購入して農業をするということでした。もともと農地でしたので、排水やその他の状況には問題ありませんので、どうぞご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 21 号の 5 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 5 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 21 号の 6 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号の 6 番について、説明いたします。資料 34 頁は議案書です。物件の所在は、西海町面高郷字池ノ原で、畑 3 筆合計 2,930 ㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由については、譲り渡し人は、県外在住で財産処分を希望しており、譲り受け人は、農地集積ということで利害が一致したため、今回、売買により所有権移転を行うものであります。権利内容は「所有権移転 売買」です。3 頁は、申請地の位置図、35 頁は付近近況図です。36 頁の字図で、黄色く塗られたところが今回の申請地です。資料は他に、37 頁から 40 頁に現況写真、41 頁に航空写真を添付しています。41 頁の航空写真で、赤枠で囲まれ 3 条 6 と書かれた部分が今回の申請地です。申請地は、譲り受け人の住宅に隣接しており、露地野菜を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。また、本件についても、38 頁の現況写真右端に倉庫が建っているのが分かるかと思いますが、これについては農業用倉庫という事で、事後にはなりますが今回報告事項で許可不要案件届として上がっています。詳細は、後ほど報告事項で説明いたします。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 21 号の 6 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。本件も、譲り渡し人は先ほどの 5 番と同じ方で、6 月 22 日に譲り受け人と、代理人行政書士とで現場を確認いたしました。申請地は面高の基盤整備区域の中に入っているため、譲り渡し人はこの圃場を処分したいという意向があり、すぐ隣に自宅がある譲り受け人がこれを買って受けて、本人が耕作するというものでした。譲り受け人は家族 4 人で耕作をしておられ、手広くやっておられますので、問

題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 21 号の 6 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 6 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 22 号の 1 番について説明します。資料 42 頁は、今回申請地の位置図です。今年 2 月の総会で、農用地の除外を審議した小迎郷のアパート建設の案件です。今回は、農用地の除外完了の通知が市長よりありましたので、農地法第 4 条の規定による申請となりました。資料 43 頁が議案書です。物件の所在は、西彼町小迎郷字下珍古原で、畑 1 筆 1,786 ㎡の申請となっています。申請人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「長屋住宅用地」です。事由の詳細は、生計維持を目的とする賃貸経営のため、申請地に長屋住宅を建築するもの、となっており、2 階建ての軽量鉄骨アルミ亜鉛鋼板瓦葺き、2 棟 16 戸のアパートを建築するものです。42 頁は、申請地の位置図、43 頁が議案書、44 頁は付近近況図です。45 頁の字図で黄色く塗られたところが今回の申請地です。その他の添付資料は、46・47 頁に現況写真、48 頁に航空写真、49 頁に被害防除計画書、50 頁に平面配置図、51・52 頁に横断断面図、53 頁に立面図を添付しています。

49 頁の被害防除計画の内容ですが、盛土・切土を行い、擁壁を設け、土砂の流出を防止する、となっています。また、排水等については、雨水は、溜枡で水路放流とし、自然流下で、汚水・生活雑排水は、下水道に接続する、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加減する事から被害の発生への恐れはない、となっています。参考までに、農振除外時に周囲の営農者より、アパート建築に対しての承諾書を得ています。また、場所的に周辺 500m 以内に小学校、交番、病院等々がありますので、

第3種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第22号の1番につきまして、3番委員、補足説明をお願いします。

3 番 3番委員です。本来は16番委員が、現地を確認されて報告することになっていましたが、本日欠席をされていますので、16番委員からの報告を受けて、代わって説明いたします。6月22日に16番委員、1番委員、地元推進委員2名の、計4名で現地を確認しています。申請地につきましては、周囲農地の日照等を確保するため、建物を敷地境界から離れたうえで周囲の同意を得て、6月17日に農用地指定の除外許可を受けております。それを踏まえての転用許可申請ということで、事務局からの説明がありましたが、被害防除計画書によれば、汚水・生活雑排水は下水道に接続することであり、高さ制限も、7.59mに設定して申請しています。説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第22号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第23号「西海農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題といたします。まず編入について、事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第23号について説明いたします。資料は55頁です。議案第23号 西海農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求められたものです。資料56頁は編入に関する5件の一覧調書となっています。57頁はその5件の位置図です。一覧調書56頁に戻り、番号1番から3番及び5番については、変更目的が、果樹経営支援対策事業を活用し、みかんを新植・改植する予定で今回編入の申し出があったものです。4番の変更目的

は、中山間地域等直接支払制度活用のためとなっています。字図、現況写真等その他詳細につきましては、58 頁から 94 頁の資料をご覧ください。以上が編入の説明です。

議 長 それでは、編入の 1 番の補足説明を、3 番委員にお願いします。

3 番 3 番委員です。先ほどと同様に 16 番委員に代わって説明をさせていただきます。申請者は若くやる気のある新規就農者ですが、申請地は農用地区域外となっています。国の補助事業を利用して新植を進めるため、農用地区域への編入を希望しておられます。説明は以上です。

議 長 続きまして、2 番の補足説明を、18 番委員にお願いします。

18 番 18 番委員です。昨日、私と 10 番委員と地元推進委員と申請者で現場確認をいたしました。申請者は今年、勤め先を定年になりまして、お母さんがミカンを作っていました、そこに新植をしようということになったそうです。これまでも会社勤めをしながら、田んぼを 9 反もずっと作ってきたほどのやる気のある方でありますので、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、3 番から 5 番の補足説明を、3 番委員にお願いします。

3 番 3 番委員です。これについても同様に 16 番委員に代わって説明をさせていただきます。同じく 6 月 22 日、16 番委員、1 番委員、地元推進委員 2 名の、計 4 名で現地を確認しています。72 頁の申請者につきましては現在針尾でミカン農園を経営しておられます。申請地におきまして、国庫補助事業によるミカンの新植を希望されていますが、農用地区域外ということで、区域内への編入を希望されています。また現在は荒廃農地化した状況となっていますが、基盤整備を行うこと関する周囲の同意に関しましては既に得ているということです。

続きまして 81 頁に移りまして、こちら 6 月 22 日に同じメンバーで現場を確認されています。申請地は現在農用地区域外であり、中山間支払制度を活用し、現在休耕田となっておりますが、今後草刈り等を実施し花等の植え付けを行い、景観事業に取り組んでいきたいということです。

続きまして 87 頁の申請者につきましては、3 月に勤め先を退職され、国庫補助事業でミカンの新植を希望されています。そのための農用地区域への編入申請ということになります。以上、説明といたします。

議 長 編入についての説明が終わりましたので、皆さんから何か質問等ご

ざいませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようですので、続きまして議案第 23 号の除外について、事務局、説明をお願いします。

事務局 ここからは別冊になります。別冊 3 頁は、除外に係る 6 件の一覧表です。4 頁がその位置図です。3 頁に戻って一覧表をご覧ください。除外 6 件のそれぞれの変更理由が、一番右に記載されています。番号 3 は違反転用案件ですが、令和 6 年 4 月 30 日に長崎県に報告し、「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当すると判断されているものです。今後の手続きとして、農用地除外の決定後に、違反転用地に係る農地法第 4 条申請予定です。6 番は、天久保地区基盤整備事業に伴い、申請（転用予定）者が所有する土地と今回除外の申請地（代替地）を交換し、交換後は資材置場として利用するため、農用地除外申請を行うものである、となっています。それぞれの事由の詳細及び関係資料は、別冊 5 ページから 62 頁を参照ください。以上で、事務局からの説明を終了します。

議 長 それでは、除外の 1 番の補足説明を、11 番委員をお願いします。

1 1 番 11 番委員です。6 月 21 日金曜日に、現地確認と申請者から話を聞いてきました。申請者は、創業 80 年ぐらいになる旅館・飲食店を営んでいまして、33 年ほど前に先代から引き継いでいます。申請地は、50 年ほど前に、現在の国道の工事が始まりまして、その時にもう狭くなって使い道がないということで、工事で出た土砂を埋め立てたという経緯があります。現在の旅館の前のスペースが狭くて、車が 7 台から、軽であれば 10 台ぐらいは置けますが、マックスで仕事が終わった場合に、どうしても車が置けないということで、申請地に駐車場をつくりたいということで、農用地からの除外をお願いしたいということでした。現在は伊佐ノ浦で風力発電の建設工事をしている業者が宿泊をしています。また、2・3 年後には松島火力発電所の工事が始まりますので、その分の宿泊も見込まれますので、駐車場が足りなくなるということで今回の除外をお願いしたいということです。以上でございます。

議 長 続きまして、2 番の補足説明を、6 番委員をお願いします。

6 番 6 番委員です。6 月 21 日の午後に、7 番委員、それから地元推進委員 2 名の計 4 名で、申請地を調査に行きました。申請者は代々、床屋

を営み現在に至っていますが、店舗の老朽化、そして駐車場が無いということで、申請者所有の家庭菜園の一部、約 800 m²に、新しい店舗と駐車場を作りたいということでした。周囲には耕作放棄した崖がありますが、申請者は自分の畑の周りを草刈りなどきれいにし、荒れないようにされていますので、何も問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、3 番と 4 番の補足説明を、19 番委員にお願いします。

19 番 19 番委員です。事務局からも話がありましたように、3 番につきましては、倉庫が建っており違反転用になるわけですが、春先にまた新たに倉庫を建てようとした際に、まだ地目が田んぼのままであるということが発覚し、工事をストップして現在に至っています。それで 6 月 21 日に地元推進委員 2 名とともに 3 名で現地を確認しました。倉庫建設から年数も経っていますし、新たな工事をストップしたという経緯もありますので、除外もやむを得ないと判断をいたしました。

4 番につきましては、申請者は清掃会社でありまして、1 筆は建物が建っていきまして、地目も宅地に変わっています。もう 1 筆は、作業用通路に充てたいということで、これもやむを得ないものと判断してきました。以上です。

議 長 続きまして、5 番の補足説明を、7 番委員にお願いします。

7 番 7 番委員です。資料は 45 頁からですが、6 月 22 日に 6 番委員と地元推進委員と申請者本人立会いのもと、現地を確認いたしました。この変更理由につきましては資料にもありますが、現在家族 8 人で同居しており、今後また増える見込みがあり、ますます自宅が手狭になるということで、今回の申請になっています。現在はアスパラハウスが建っていますが、もう 38 年ほどになり、非常に古くて今後維持していくのが大変なことと、アスパラの木がもう老木で 20 年以上経っており、今年の春まではどうにか、若干でも収穫ができましたが、今後は収量がなかなか見込めないということと、申請者が所有している土地の中で、宅地化が可能な土地はここしかないということでしたので、皆でやむを得ないと判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、6 番の補足説明を、5 番委員にお願いします。

5 番 5 番委員です。6 月 22 日に申請法人の代表者と土地所有者で、現地を確認いたしました。56 頁の上の方の三角で示された所が申請法人の

所有地です。ここが、天久保地区の区画整備に入っていて、土地所有者2名がそちらに編入したいということで、申請法人と協議をし、土地の交換ということで承認を受けたというお話を伺ってきました。そういうことでありますので、承認のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第23号の編入・除外双方についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について「意見なし」とすることにご異議
ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第23号「西海農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」につきましては、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第24号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料は別冊63頁からです。議案第24号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。64頁は、今回の要請分・並びに解約分の集計表となります。次の65・66頁は利用集積・配分計画の合意解約です。解約理由は、一番右の欄に記載しているとおり、所有権移転のため、今回農地法の3条申請で承認頂いた筆の解約となっています。合計2筆 1,325 m²の解約です。67頁からが、今回の要請分です。今回は、4者、うち1法人が借り入れる内容で、物件は14筆、18,734 m²となっています。新規が4筆、再設定が10筆となっています。また、68・69・70頁の航空写真は各物件の一部借り上げの資料・航空写真となっています。71頁からは、受け手・借り手、4人の経営状況等の資料で、作付け予定の作物や67頁に記載している一覧表の番号を手書きで記載しています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19

条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 24 号の 1 番から 3 番の補足説明を、10 番委員にお願いします。

10 番 10 番委員です。私と 18 番委員と受け手で現地確認をしました。出し手は、すごく丁寧にミカン作りをされる方ですが、かなり高齢で、以前から誰か作ってくれる人がいたら貸したいと探していましたが、なかなか見つかりませんでした。受け手は今年 5 月に研修を終えたばかりの新規就農者ですが、さっそく借り入れの意向を示し、両者の思惑がうまく一致して、貸借が成立しました。受け手はミカン作りに対して非常に意欲的で、隣接地にも新植して規模拡大を図りたいという意欲があるようです。耕作放棄地を減らすことにもつながるし、何も問題ないと思って見てきました。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、4 番の補足説明を 7 番委員にお願いします。

7 番 7 番委員です。資料は 72 頁ですが、これは 3 月の第 3 回総会の折に、今回の受け手が、別の出し手から借りて以前から耕作している圃場が審議されていますが、今回の出し手はその方とは別になりますが、申請地はその同じ圃場に含まれているということでしたので、電話でその確認をとらせていただいて、昨日、6 番委員と地元推進委員で、再度現地を確認させていただきました。申請地は、すでに受け手が耕作中の圃場の一部となっており、露地野菜が栽培されていたので、問題ないと判断をしております。よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、5 番から 11 番についてですが、本案は 3 番委員が役員を務める法人が受け手となる案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できません。恐れ入りますが 3 番委員につきましては、審議終了まで退席願います。

 《 3 番委員 退席 》

議 長 それでは、補足説明を 19 番委員にお願いします。

19 番 19 番委員です。6 月 21 日に地元推進委員 2 名とともに、現地を確認いたしました。3 番委員に連絡を取りましたが、忙しいということと立ち合いはしてもらえませんでした。現地を見させてもらいました。立派にきれいにやられており、問題ないと思って見てきました。

以上です。

議 長 続まして、12 番から 14 番の補足説明を 17 番委員にお願いします。

17 番 17 番委員です。6 月 22 日土曜日に、地元推進委員と、受け手と 3 人で現場を見させて頂きました。ここも再契約ということで問題はないと思われます。露地野菜ということですが、スイカを 4 反ほど作っておられまして、今後も問題なく耕作できるものと考えています。以上です。

議 長 ただ今、議案第 24 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 24 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 3 番委員入室してください。

《3 番委員 着席》

議 長 続まして、議案第 25 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第 25 号について説明いたします。資料は、別冊 75 頁から 82 頁までです。今回は、5 月 15 日から 6 月 14 日まで受け付けた分について審議していただきます。西海町の物件が 1 件・4 筆、大瀬戸町の物件が 3 件・3 筆で、合計 4 件・7 筆 5,941 m²となっています。別冊 76 頁は位置図で、以降、航空写真配置図、航空写真を添付しています。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事

務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 25 号の同意書分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 それでは、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 25 号の同意分、1 番から 7 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について、事務局お願いします。

事務局 報告事項の説明をします。別冊 83 頁は、今回報告事項 1 番から 4 番のそれぞれの位置図となっています。報告事項 1 は、別冊 84 頁からで、今回、令和 6 年 5 月 27 日付け日記第 219 号にて長崎地方法務局佐世保支局より照会があったものです。別冊 84 頁の 2 筆とも、地目が畑のままそれぞれ昭和 45 年と昭和 57 年に建物が建築・登記されており、法務局からの照会となったものです。6 月 3 日に、17 番委員、地元推進委員、並びに土地の所有者、事務局担当の 4 名で現地を確認し、法務局に対し、同 6 日付で回答したものです。報告事項 1 の説明は以上です。

引き続き報告事項 2 の説明をします。資料は 87 頁です。報告事項 2 については、既設の携帯電話基地局のアンテナの取り替えに伴う届出となっています。届出は以前提出していましたが、アンテナの張替工事を令和 6 年 7 月 1 日から 9 月 30 日に行うこととしており、それに伴い今回の届け出となりました。

報告事項 3 については、農地法第 3 条申請の 4 番で審議していただいた分で、従前の所有者が申請地に農業用倉庫を建築していましたが、その届けを怠っており、今回の届けとなりました。届け出面積は、108 m²となっています。

報告事項 4 については、農地法第 3 条申請の 5 番・6 番で審議していただいた分で、従前の所有者が、申請地に農業倉庫を建築しましたが、その届けを怠っており、今回の届けになりました。届け出面積は、合計で 156.44 m²となっています。資料はそれぞれに、字図や現況写真航空写真・被害防除計画書等を添付しています。報告事項の説明は以上です。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

 次回の総会は

 日時 令和6年7月25日(木) 午後2時00分から

 場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室

代 理 これを持ちまして令和6年西海市農業委員会第6回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 6 年 6 月 24 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人